

# マネジメントリポート

## 役員のための財務税務会社法ニュース

### 今回のテーマ： 有価証券等の評価損・外貨建資産等の換算

日経平均株価は、サブプライムショックなどにより、2007年12月28日の終値15,307円から、2008年12月30日終値8,859円と、1年間で42.1%下落しました。

一方で円高が進行し、1ドル(TTM)は、2007年12月28日の114.16円から、2008年12月30日91.04円と、1年間で25.3%円高となりました。

#### 上場株式の評価損

売買目的以外の上場有価証券等の評価損が、法人税法上損金として認められる要件は、つぎのとおりです。

##### 1) 評価損の要件

事業年度終了のときにおける当該有価証券の価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、  
近い将来その価額の回復が見込まれないこと

##### 2) 「回復が見込まれない」とは？

「回復が見込まれない」事実の判定は、事業年度末に過去の市場価格の推移や発行法人の業況、財政状態等から行います。

例えば、価額が底値から高値への上昇過程にあるものについては、「回復が見込まれない」とは判断できないため、評価損の計上は認められません。

#### 外貨建資産等の換算

##### 1) 期末換算方法（税務上）

区 分	評 価 方 法
外国通貨	期末時換算法
外貨預金	発生時換算法又は期末時換算法
外貨建金銭債権・債務	発生時換算法又は期末時換算法
外貨建売買目的有価証券	期末時換算法
外貨建売買目的外有価証券 (償還期限・償還金額の定めがあるもの)	発生時換算法又は期末時換算法
外貨建売買目的外有価証券(上記以外)	発生時換算法

##### 2) 為替相場に著しい変動があった場合

発生時換算法を選択している場合でも、当該外貨建資産等の帳簿価額が期末為替レートによる円換算額とおおむね15%以上の開きがあるときは、期末レートによる円換算額とすることができます。

(次ページへ)

## お見逃しなく！

非上場株式の評価損が認められる要件は、つぎのとおりです。

- 1) 株式を取得してから相当の期間経過後(通常は3年～5年)、特別清算・破産・更生等の法的手続きが開始されたとき
- 2) 事業年度の終了の日における1株当たりの純資産価額が、当該有価証券を取得した時の当該発行法人の1株当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることとなったとき